

奈良県訓令第二十号

各部課室
各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表第二総務厚生センター、医務課及び健康増進課に勤務する保健師又は看護師の項中「医務課」を「地域医療連携課」に改める。

別表第四奈良D地区安全衛生委員会の項中「JR奈良駅連続立体・街路事務所」を「JR連続立体・幹線道路建設事務所」に改める。